

平成29年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	所管部局	環境生活部	作成責任者	環境生活部長 小玉 俊宏	施策コード	03 - 07
		照会先	消費者安全課 消費者安全G 内線24-521	関係課	消費者安全課		

Plan 施策推進計画 (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

【総合計画等の位置づけ】

政策体系	大項目(分野)		中項目(政策の柱)		小項目(政策の方向性)		総合計画の指標
	1	生活・安心	(5)	道民生活の安全の確保と安心の向上	A	道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり	消費者被害防止地域ネットワーク組織数
北海道創生総合戦略	A2542	北海道 強靱化計画		新・北海道 ビジョン		C05906,C09801,C09802,C09803,C09804	
特定分野別計画等	第2次北海道消費生活基本計画						

1 目標等の設定

現状と課題	<p>・高度情報通信社会や国際化の進展などにより、消費者問題が多様化・複雑化するとともに、食品の不適切表示や、販売方法の悪質化・巧妙化などによる様々な消費者被害が依然として多数発生している。</p> <p>・こうした消費者問題に対処するため、全道で適切かつ迅速に対応できる相談体制の維持向上をはじめ、各種広報媒体による普及啓発活動や地域消費者被害防止ネットワークの取組などによる消費者被害の救済や未然・拡大防止、食品表示法などの関係法令等に基づく監視・指導による食品の適正な表示や、公正な消費者取引の確保、消費生活に関する知識の習得や体験等ができる教育機会の充実による消費者の自立支援を図る必要がある。</p>	施策目標	<p>・消費者被害の発生や拡大を防止するため、効果的な消費者教育の推進、地域レベルで行政や関係機関等と連携した消費者被害防止ネットワークによる取組を拡げる。</p> <p>・消費者からの苦情相談処理等を通じた消費者被害の防止・救済、特定商取引法や食品表示法、消費生活条例など関係法令に基づく指導等により、消費生活の安定と向上を図る。</p>
-------	---	------	--

施策の 推進体制 (役割・取組等)	政策体系	役割等	政策体系	役割等	施策の予算額	
	1(5)A	<p>【消費者被害の救済や未然・拡大防止】</p> <p>〔道〕①条例の整備、②基本計画の策定・推進管理、③道立消費生活センターの設置・運営、④消費生活相談等への対応、⑤消費者苦情の解決、被害の救済など</p> <p>〔国〕関係法令・ガイドライン等の整備、消費者問題に関する基本的な政策の企画・立案、国民生活センターによる消費生活センター等への支援など</p> <p>〔関係府省〕内閣府(消費者庁)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省等</p> <p>〔市町村〕札幌市を含め、消費生活相談等への対応や消費者苦情の解決、被害の救済など</p> <p>〔民間〕消費者団体はそれぞれの設立目的に応じた消費生活の安定及び向上を図るための自主的な活動の実施</p>	1(5)A	<p>【消費者の自立支援】</p> <p>〔道〕消費者教育や広報啓発活動の推進、消費者団体の自主的活動促進に向けた連携・支援など</p> <p>〔国〕関係法令・基本方針等の整備、地方支援等</p>	H27	397,081
1(5)A	<p>【公正な消費者取引の確保】</p> <p>〔道〕①特定商取引法などの関係法令などに基づく行政処分や勧告・指導等、②食品表示法や景品表示法などに基づく表示の適正化、③消費生活モニターの配置や食料品・家庭燃料の安定供給など価格安定対策、④消費者事故情報等の収集・共有・周知など</p> <p>〔国〕①関係法令・ガイドライン等の整備等、②消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止、③特定商取引法などの関係法令に基づく行政処分等</p> <p>〔市町村〕札幌市を含め、消費者事故情報等の必要な情報の収集及び住民への提供など</p>			H28	337,491	
				H29	346,158	

	政策体系	今年度の取組	政策体系	今年度の取組
	今年度の取組	1(5)A	<p>【消費者被害の救済や未然・拡大防止】</p> <p>○専門化・高度化する苦情相談処理への対応など道民が安心して消費生活相談が受けられるよう、地方消費者行政担い手育成事業等の実施や、道センターにおける市町村相談員等への助言等を含めた苦情相談処理体制の充実を図るとともに、市町村における消費生活相談体制の維持向上等を図る取組を支援する。</p> <p>○多様化する消費者の苦情相談を処理し、消費者被害の未然防止を図るため、国や国民生活センター、各市町村の消費生活センターなどと連携し、消費者事故防止情報等の収集・共有及び道民に対する注意喚起情報の周知を展開する。</p> <p>◎高齢者等の消費者被害の未然防止等、消費者の安全を確保するための取組をより一層推進するため、地域ネットワーク設置促進事業により実効性のある消費者被害防止地域ネットワークの設置を推進するとともに、消費者行政メーリングリストやホームページ等を活用した消費者に対する注意喚起・情報周知を展開する。</p>	1(5)A
1(5)A		<p>【公正な消費者取引の確保】</p> <p>○事業者等を対象とした「景品表示法ホットライン」による相談対応や「食の安全・安心セミナー」による食品表示制度等の普及啓発、「食品表示110番」による違反情報受付や食品表示監視員によるホテル等のメニュー表示の調査に取り組む。</p> <p>○景品表示法や食品表示法に基づき事業者に対し、過大な景品類や不当表示の監視・指導を行うとともに、特定商取引法や消費生活条例等の法令に基づき不当な取引について行政処分や勧告・指導を行うなど、関係法令等の適切な運用を図ることにより、公正な消費者取引の確保に努める。</p>		

<前年度意見への対応>

前年度付加意見（二次政策評価における付加意見の内容）		付加意見への所管部局の対応（H29年3月末時点）	

Do & Check 施策評価

1-2 取組の結果

(1) 取組の実績と成果

政策体系	実績と成果等	関連する計画等			更に取り組が必要な事項
		北海道創生総合戦略	北海道強靱化計画	新・北海道ビジョン	
1(5)A	<p>【消費者被害の救済や未然・拡大防止】</p> <p>○道センターに消費生活専門相談員((独法)国民生活センター認定)等の資格を有する相談員を12名配置し、28年度は5,900件(前年度比0.1%減少)の苦情相談に対応した。また、市町村相談員研修(H28受講者:662人)を開催したほか、市町村からの照会や問合せに対応するため設置している専用電話により、市町村における苦情相談処理への支援を行った(H28相談:532件)。</p> <p>○消費者を消費者事故から守り被害拡大を防止するため、道センターや各総合振興局等に収集した消費者事故情報等について、消費者安全法に基づき重大消費者事故等として12件(H28)、国に通知を行った。</p> <p>◎地域における消費者被害の未然防止と消費者被害情報の円滑な伝達等の活動をする地域ネットワークの設立の働きかけを市町村等に対し行い、H29年4月1日現在で65地域となった。また、消費者トラブルに関する注意喚起や消費生活行政情報について、消費者行政メーリングリストにより293件(H28)の情報交換を行うとともに、ホームページで周知(H28道センター閲覧数:36,846)を図るなど、様々な情報周知等に取り組んだ。</p>	A2542		C09801 C09802 C09804	
1(5)A	<p>【公正な消費者取引の確保】</p> <p>○食品表示110番の専用電話により、食品表示に関する違反情報等を49件(H28)受け付け、必要に応じ食品表示法、景品表示法等関係法令に照らした調査等を行った。</p> <p>○食品表示法による指導・指示(H28指示1件、指導132件)、景品表示法による措置命令・注意(H28措置命令0件、指導23件)、消費生活条例及び特定商取引法に基づく指導・勧告・行政処分(H28業務停止命令1件、業務改善指示0件、勧告0件、条例に基づく公表0件、行政指導21件)、貸金業に係る苦情・相談等の受け付け(H28:289件)等を行い、公正な消費者取引の確保に努めた。</p>	A2542		C05906 C09803	
1(5)A	<p>【消費者の自立支援】</p> <p>○消費者教育の担い手の育成等に向けた対象別セミナーを開催(H28教員対象セミナー2回41人、学校訪問講座50回2,940人、消費者教育指導者養成講座56人)した。</p> <p>○また、地域における消費者教育として各地域において幅広い年代層を対象にセミナーを開催(H28一般住民対象1,705人、高齢者若者対象3,308人)し、消費者の自立支援の取組を進めた。</p>	A2542		C09804	

(2) その他の取組の成果等

国等提案・要望状況	<p>・消費者問題の多様化・複雑化が進む中、道民生活の安定を図るため、消費者からの苦情相談に適切に対応する消費生活相談窓口機能の維持・拡充や、高齢者等の見守り体制の構築、消費者教育・啓発の一層の充実など、地方消費者行政を強化するために、継続的な財政的支援の要望を行った。(平成28・29年7月)</p>	<p>施策に関する道民ニーズ</p>	<p>・消費者被害の未然防止のためには他分野との連携が不可欠であり、特に地元市町村と協力を図る必要がある。(H29.2.8北海道消費生活審議会にて消費者代表が述べた意見)</p> <p>・高齢者や若者を狙った悪質商法の被害が後を絶たず、消費者、行政、事業者団体などがアイデアを持ち寄り、問題を解決する試みを拡げていくことが必要。(H28.9.13第53回北海道消費者大会)</p>
-----------	---	--------------------	--

平成29年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03 - 07
-----	---------------	-------	---------

Plan 施策推進計画 (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)	Do & Check 施策評価
---------------------------------------	-----------------

2 連携の状況

(1) 施策間・部局間の連携

2-2 連携の取組状況

(1) 施策間・部局間の連携

政策体系	連携内容	連携先		取組の実績と成果
		施策コード	関係部・関係課	
—	保健福祉部及び農政部とともに消費生活安定会議幹事会食品安全部会を開催し、消費者などからの食品の安全性や品質等に関する通報を共有化し、一元的に管理するとともに、国等の関係機関と連携するなど、適切な措置を実施	N0410	保健福祉部食品衛生課	毎月、消費生活安定会議幹事会食品安全部会を開催し、食の安全・安心に係る通報等の内容及びその対応状況に関する情報等の共有を行った。H28通報等の件数:866件(国、都府県等の他機関からの通報等363件含む。)
		N0601	農政部食品政策課、農産振興課	
—	高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止と早期発見のため、北海道消費者被害防止ネットワークを活用し消費者教育、情報提供等を推進	N0406	保健福祉部高齢者保健福祉課 障がい者保健福祉課、福祉援護課	平成28年度は北海道消費者被害防止ネットワークニュースをホームページに6回掲載(メーリングリストにより市町村等の関係機関に周知)し、高齢者等に対する悪質商法の一例を紹介するなど情報提供等を実施し、消費者被害の未然防止に努めた。また、平成29年3月7日開催のネットワーク会議では、各構成団体の活動内容を共有するとともに、消費者被害防止のための有効な取組について意見交換を行った。
—	多重債務問題を総合的に解決するため、北海道多重債務者対策協議会を通じ、関係機関等の緊密な連携のもと、円滑かつ効果的な多重債務者対策を協議	—	総務部学事課、税務課	国が毎年度9～12月に実施している「多重債務者相談強化キャンペーン」の開始時期に合わせ、平成28年度は10月25日に北海道多重債務者対策協議会を開催し各関係機関への協力要請や情報提供を行うとともに市町村への支援方策について意見交換を行った。
		—	保健福祉部国保医療課、福祉援護課、障がい者保健福祉課、子ども子育て支援課	
		—	建設部住宅課	

(2) 地域・民間との連携・協働

2-2 (2) 地域・民間との連携・協働

連携内容	連携先	取組の実績と成果
道内の関係する行政機関をはじめ、関係団体などで構成するネットワークを組織し、消費者への情報提供や消費者教育・啓発などを行い、消費者被害の防止を図っている。	北海道市長会・町村会、国、町内会連合会、北海道高等学校長会・私立中学高等学校長会、北海道・札幌市福祉協議会、北海道弁護士連合会、北海道・札幌消費者協会など41機関	北海道消費者被害防止ネットワークニュースを6回発行し、高齢者に対しての悪質商法の一例を紹介するなど情報提供等を実施し、消費者被害の未然防止に努めた。また、平成29年3月7日に開催されたネットワーク会議では、各構成団体の活動内容を共有し、消費者被害防止のための取組の推進を図った。
国が定めた「消費者月間」(毎年5月)に関係機関と連携して、道民を対象にした街頭啓発などの啓発・情報提供に取り組んでいる。	道(道立消費生活センター)、札幌市(札幌市消費者センター)、北海道・札幌消費者協会など	H29年5月30日に札幌駅前通地下広場において、啓発パネル展をはじめ、北海道消費者被害防止ネットワークコーナー、相談コーナー、寸劇・悪質商法かるたコーナーなどの実施や、悪質商法や特殊詐欺などの注意喚起など、幅広く消費生活に関する情報を提供するとともに、被害防止に向けた取組の紹介などを行い消費者被害の未然防止を図った(来場者 約1,500人)。

平成29年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03 - 07
-----	---------------	-------	---------

Plan 施策推進計画 (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価

3 成果指標の設定

3-2 成果指標の達成度合

主①	指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		達成度合	A	評価年度	H29	達成度合の分析 ほか
		基準年度	H26	年度	H29	最終年度	H37					
	消費者被害防止地域ネットワーク組織数	基準値	52	目標値	58	最終目標値	74	目標値	56	58	74	消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業(H26～)の取組効果が現れている。
		根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式	実績値	62	65	65		
		北海道総合計画 第2次北海道消費生活基本計画		1(5)A	増加	$\frac{(\text{実績値}-\text{基準値})}{(\text{目標値}-\text{基準値})} \times 100$	達成率	250.0%	216.70%	87.8%		

● 本施策に成果指標を設定できない理由

● 達成度合について					
達成度合	A	B	C	D	-
直近の成果指標の達成率	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可

平成29年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03 - 07
-----	---------------	-------	---------

Plan 施策推進計画(事務事業)(目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式2)

Do and Check

4 事務事業の設定

4-2 事務事業の評価

整理番号	政策体系	指標	事務事業名	事務事業概要	課・局 室名	前年度からの繰越事業費 (千円)	平成29年度					創生 総合 戦略	強 靱 化 計 画	新・ 北 海 道 ビ ジ ョ ン	前年度 付加意見	付加意見への 所管部局の対応 (H29年3月末時点)	一次政策評価			
							事業費 (千円)	うち 一般財 源	執行体制								フル コスト (千円)	点検事項		
									本庁	出先機関	人工計							付加意見への 所管部局の対応 (評価時点)	推 進 事 項	方 向 性
0901	1(5)A	主①	消費者行政推進 事業費	「北海道消費者行政活 性化基金」を活用して 市町村及び道が実施す る消費者行政推進事業 に関する業務	消費者 安全課		188,537	0	1.5	1.1	2.6	209,337	○					現状維持		
0902	1(5)A		消費者行政活 性化基金積立金	国が創設した「地方消 費者行政活性化交付 金」を原資とする「北海 道消費者行政活性化 基金」の管理に関する 業務	消費者 安全課		6	0	0.1	0.0	0.1	806						廃止		
0903	1(5)A		消費生活セン ター管理運営費	道立消費生活センター の管理運営に関する業 務(指定管理者に対す る負担金等)	消費者 安全課		133,611	133,611	0.3	0.0	0.3	136,011	○					現状維持		
0904	1(5)A		公正取引推進費	食品表示法及び農品 表示法等の法令に基づ く事業者への立入検 査、指導、処分等に關 する業務	消費者 安全課		599	599	2.5	1.2	3.7	30,199						現状維持		
0905	1(5)A		金融広報事業費	金融に関する普及啓発 や消費者教育に係る受 託事業に関する業務	消費者 安全課		1,006	0	0.1	0.0	0.1	1,806						現状維持		
0906	1(5)A		物価、消費生活 モニター運営費	消費生活条例に基づ く、価格安定対策、消費 生活モニターによる商 品の価格、需給動向調 査等に関する業務	消費者 安全課		7,402	7,402	0.2	1.0	1.2	17,002						現状維持		
0907	1(5)A		北海道消費者協 会補助金	北海道消費者協会が 実施する地域消費者運 動リーダー養成講座の 開催等各種事業に対す る補助に関する業務	消費者 安全課		13,240	13,240	0.3	0.0	0.3	15,640						現状維持		
0908	1(5)A		貸金業指導事業 費	貸金業法に基づく貸金 業者の登録及び指導に 関する業務	消費者 安全課		1,757	518	2.2	2.4	4.6	38,557						現状維持		

整理番号	政策体系	指標	事務事業名	事務事業概要	課・局 室名	前年度からの 繰越事業 費 (千円)	平成29年度					創生 総合 戦略	強 靱 化 計 画	新・ 北 海 道 ビ ジ ョ ン	前年度 付加意見	付加意見への 所管部局の対応 (H29年3月末時点)	一次政策評価			
							事業費 (千円)	うち 一般財 源	執行体制								フル コスト (千円)	点検事項		方向性
									本庁	出先機関	人工計							付加意見への 所管部局の対応 (評価時点)	推進 事項	
0909	1(5)A		消費者安全法、 北海道消費生活 条例等に関する 事務	消費者安全法に関する 国、市町村との連携、 消費生活条例に基づく 消費生活基本計画の 策定、消費生活審議会 及び消費者苦情処理 委員会の開催、道立消 費生活センターの管 理・運営、消費生活協 同組合法に基づく調 査・指導に関する事務等	消費者 安全課		0	0	5.3	0.5	5.8	46,400						現状維持		
0910	1(5)A		特定商取引法等 に関する事務	特定商取引法、食品表 示法、景品表示法、消 費生活条例、割賦販売 法に基づく事業者の指 導・処分等、貸金業法 等に基づく貸金業者の 登録に関する事務等	消費者 安全課		0	0	4.5	2.4	6.9	55,200						現状維持		
計						0	346,158	155,370	17.0	8.6	25.6									

平成29年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03 - 07
-----	---------------	-------	---------

Do & Check 施策評価の一次評価結果(各部局等による評価)

5 一次評価結果

(1)成果指標の分析

政策体系	達成度合の集計					判定	成果指標の分析
	A 100%以上	B 90%以上 100%未満	C 80%以上 90%未満	D 80%未満	- 算定不可		
1(5)A	1					A・B指標のみ	<消費者被害防止ネットワーク組織数【A】> 平成26年度より実施している消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業により、未設置の地域に継続して働きかけなどを行い、着実に組織数を増加してきた。
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
計	1	0	0	0	0	A・B指標のみ	
	1						

(2)取組の分析

基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの)		対応している (○あり→対応している)	対応しているとする理由
1	計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか	○	北海道消費生活条例に基づき策定した第2次北海道消費生活基本計画に掲げる各種施策の取組を実施するとともに、北海道消費生活審議会での委員からの意見等を踏まえ、今年度も、消費者教育の推進や地域消費者被害防止ネットワーク設置に向けた働きかけなどの取組を実施する。
基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる)		取組がある (○あり→取組がある)	取組があるとする理由
2	施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか	○	道内の消費生活関連施策に係る取組を強化するため、地方消費者行政推進交付金の使途拡充や活用期間の延長など継続的な財政支援の要望を国に対して実施している。また、適正表示対策の拡充について、法に基づく調査権限の拡充やガイドラインの充実などを国対し継続して求めている。
3	道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか	○	消費生活関連施策の推進に向け、審議会等で幅広く意見を聴取するとともに、消費関係団体と意見交換を行うなどしてニーズの把握に努め、施策の推進に役立っている。
4	施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携による成果を確認できるか	○	消費者被害の未然・拡大防止や食品の安全・安心の確保などの取組において、関係する施策間・部局間で連携して進めており、関係機関との情報共有など取組成果が現れている。
	施策の推進に当たり、地域・団体との連携・協働による成果を確認できるか	○	消費生活関連施策に係る取組として消費者月間における市町村、消費者団体との連携による取組や、消費者団体との協働による消費者フォーラムの開催など、地域・民間との連携・協働による効果的な取組を進めている。
判定 (基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→a、それ以外→b)			a

(3)総合評価

成果指標の分析	取組の分析	総合評価
判定(計)	判定	
A・B指標のみ	a	概ね順調に展開

(4) 対応方針(次年度に向けての課題と今後の方向性)

対応方針			(関連する計画等)		
対応方針 番号	政策体系	内 容	北海道創生 総合戦略	北海道強 靱化計画	新・北海道 ビジョン
①	1(5)A	どこに住んでいても安心して消費生活相談が受けられるよう道センター及び市町村等の苦情相談処理機能等の充実を図るため、国に対して交付金事業の拡充等を要望し、多様化・複雑化する消費者の苦情相談に適切に対応する。	A2542	-	C09801
②	1(5)A	高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町村等と連携・協力して地域全体で高齢者等を見守る消費者被害防止ネットワークの設置促進や取組内容を充実させるとともに、高齢者等を対象とした普及啓発活動を推進する。	A2542	-	C09802
③	1(5)A	公正な消費者取引を確保するため、食品表示法、景品表示法、特定商取引法、消費生活条例などの法令に基づき、事業者に対して行政処分や指導等を行うなど、関係法令等の適切な運用を図る。	A2542	-	C05906 C09803
④	1(5)A	自立した消費者として消費行動が進められるよう生涯を通じて様々な場面で消費生活に関する知識などを身につけるための効果的な消費者教育等を受けられる機会の充実を図る。	A2542	-	C09804
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					

平成29年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03 - 07
-----	---------------	-------	---------

Check 施策評価・事務事業評価

6 二次評価結果（知事による評価）

（1）施策評価

付 加 意 見	
---------	--

（2）事務事業評価

意見区分	整理番号	事務事業名	二次政策評価意見

Action 施策・事務事業評価

7 施策評価結果の反映（各部局等が実施）

（1）一次評価結果への対応

対応方針 番号	対 応
①	<見直しを行った取組> ・道センターをはじめ市町村における苦情相談処理機能のより一層の充実を図るため、消費生活相談員研修事業等を継続して実施する。 ・平成30年度においても、道内の消費生活相談体制の充実・強化を進めるため、様々な機会をとらえて、道及び全国知事会等から国に対して交付金事業の予算拡充等を要望する。
②	<見直しを行った取組> ・地域ネットワーク設置促進事業により、未設置地域の設置に向けた継続的な働きかけを行うことに加えて、既存ネットワークの活動の活発化につながるよう取組事例を提供するなどして、高齢者の消費者被害の未然防止等の取組を進める。 <新たな取組等> ・消費生活トラブル事例などをわかりやすく掲載したパンフレットなどの情報を高齢者等へ提供するほか、金融機関や病院等の協力を得て、それぞれの機関が保有する媒体での普及啓発の活動を行うなど、幅広く注意喚起等を図る。
③	<見直しを行った取組> ・特定商取引法をはじめ、食品表示法、景品表示法、消費生活条例等の法令に基づき、引き続き、過大な景品類の提供や不当表示の監視・指導を行うとともに、不当な取引について行政処分や勧告・指導等を行うなど、関係法令等の適切な運用を図ることにより、公正な消費者取引の適正化を図る。 <新たな取組等> ・法令改正に伴う制度の徹底や、銀行カードローンを含めた多重債務問題への対応など、消費者保護に向けた取組を一層推進する。
④	<見直しを行った取組> ・小中高等学校の教員をはじめ、若年層から高齢者までを対象とした消費生活に関する講座や消費生活教育セミナー等を消費者団体や学校関係者と連携して開催するとともに、消費生活関連の最新情報に対応した新たなテーマの設定により内容を充実させるなど、自立した消費者を育成するための取組を一層推進する。
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	

（2）二次評価結果への対応

意見区分	所管部局の対応	意見区分	所管部局の対応

平成29年度 基本評価調書

施策名

消費生活の安定と向上の推進

施策コード

03 — 07

Action 事務事業評価

8 事務事業評価結果の反映（各部局等が実施）

（1）一次評価結果への対応

区分	方向性	見直し検討	拡 充	現状維持	縮 小	統 合	廃 止	終 了	合 計
評価結果		0 事業	0 事業	9 事業	0 事業	0 事業	1 事業	0 事業	10 事業
反映結果		- 事業	0 事業	10 事業	0 事業	0 事業	0 事業	0 事業	10 事業

次年度新規事業 (予定)
0 事業

整理番号	事務事業名	一次政策評価 結果(再掲)	H30年度の 方向性
0901	消費者行政推進事業費	現状維持	現状維持
0902	消費者行政活性化基金積立金	廃止	現状維持
0903	消費生活センター管理運営費	現状維持	現状維持
0904	公正取引推進費	現状維持	現状維持
0905	金融広報事業費	現状維持	現状維持
0906	物価、消費生活モニター運営費	現状維持	現状維持
0907	北海道消費者協会補助金	現状維持	現状維持
0908	貸金業指導事業費	現状維持	現状維持
0909	消費者安全法、北海道消費生活条例等に関する事務	現状維持	現状維持
0910	特定商取引法等に関する事務	現状維持	現状維持